

【ユニフォーム着用基準について】

ユニフォーム等着用基準について 日本ソフトテニス連盟規定（27年改訂抜粋）は、以下のとおりです。

1. ユニフォーム

襟（4～6cm）付きで、前立てにファスナーかボタン付きの半袖のスポーツシャツ裾が膝より上のパンツまたはスカートとする。ただし、女子のワンピースおよび襟なしノースリーブのスポーツシャツ（Tシャツを除く）はユニフォームとみなす。

2. シューズ

ソフトテニスに適し、テニスコートを傷つけないテニスシューズとする。

（ウェアに関する特例）

- （1）オーバーウェア及び襟付き長袖スポーツシャツの着用については、大会主催者が認める場合のみ着用可能とする。
- （2）アンダーウェア（インナーウェア）の着用については、襟元を除き、ユニフォームから露出して着用することは認めない。ただし、長袖アンダーウェアの着用については、大会主催者が認める場合のみ着用可能とする。

（ユニフォームの加工について）

- ・27年度の全国選抜大会より上半身着用ユニフォームについては一切加工を認めない。（ワッペン、個人名の刺繍等を認めない。）
- ・下半身着用ユニフォームのロゴ等については、はがき大の大きさの校名・校章に限り認める（ただし、位置については全面及び側面に限る。）

【長崎県高体連ソフトテニス専門部規定】

・長袖アンダーウェアの着用については、原則として認めない。ただし、全国・九州大会など主催者が認める場合については、県内大会についても着用を許可する。

※長袖のアンダーウェアと認められており、単色のものに限る。

ロングパンツ、ロングスパッツなどハーフパンツから出るものは認めない。（許可証）

各部位のサポーターは認めるが、着圧ソックスは認めない。

・長崎県独自の大会においては競技上の注意等に記載し、連絡する。

・「シャツは、ズボンまたはスカートの中に入れること」としているが、外に出すタイプの公認シャツ（レディース）の着用については、監督会議の際口頭で申請すること。